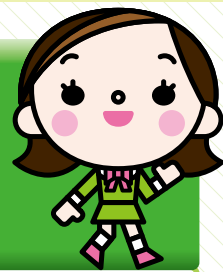


確定拠出年金は受け取り方で税金が大きく異なる場合があります。また、退職後の住民税に戸惑う方が多いようです。



POINT

- ① 確定拠出年金を「年金受け取り」「退職金と同時期に一時金受け取り」「退職金と異なる年に一時金受け取り」する中で、一番税金が少ない受け取り方は人により違います。
- ② 退職した給与所得に対する住民税は翌年支払います。また、退職月で住民税の納め方が変わります。

● 確定拠出年金(DC)の受取時の税金

選択基準

- ① 税金がかからない・少ないのはどの方法か
- ② 社会保険料の負担増になるか
- ③ DCの手数料負担額

【一般的な方法】

退職金がない、退職金が少ない方	➡	一時金でもらう (退職所得控除の範囲内だと税金ゼロ)
退職金が多い方	➡	一時金でもらうが、退職金と年度をずらしてもらい (税率を低く抑えられる)
公的年金等が少ない方	➡	公的年金等控除の範囲内であれば年金でもらう (ただし、DC運用中の手数料がかかる)

● 確定申告をしたほうがいいケース

例

退職の時	<ul style="list-style-type: none"> ・「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった ・年の途中で退職した
年金をもらい始めてから	<ul style="list-style-type: none"> ・2種類以上の年金をもらっている ・年金の他、会社などから給与をもらっている ・年金以外に20万円を超える所得(収入-経費)がある ・10万円を超える医療費を支払った

● 退職時の住民税

退職する前年(前々年)の給与所得に対する住民税		退職した年(1~12月)の給与所得に対する住民税
6~12月退職	1~5月退職	
<ul style="list-style-type: none"> ・退職時(給与・退職金)に翌年5月までに支払うべき住民税の残額を一括支払いするか、退職後に分割(一括)払いするか選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月までに支払うべき住民税の残額は退職時(給与)に一括支払い ・前年の分の住民税は後日送られてくる支払通知書に従って納付 	<p>翌年6月以降に支払う</p>